

第 4 3 号議案

藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年藤枝市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条の表に次のように加える。

第 1 0 負 担 区	3 5 0 円
-------------	---------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。